

# 頭髪・身だしなみ規程

生活厚生委員会・生徒指導部

- ① 変更している箇所を太字や取消し線で表現しています
- ② 内容を確認してください
- ③ 説明に必要な情報を枠内に記載しています

## 1 制服

本校指定の制服を着用する。

(ジャケット、スラックス・スカート、ワイシャツ・ブラウス、ネクタイ、ベスト)

~~※ネクタイは正装時には必ず着用。~~

### (1) 正装

~~ア) 儀式、式典、全校集会(始業式、終業式等)の正装はネクタイを付ける。~~

~~今~~の正装(ブレザー、ネクタイ)は卒業式、入学式のみ着用しそのほかの正装はネクタイを身につけるとする

ア) 全校集会(始業式、終業式等)、儀式・式典(卒業式、入学式)は本校指定のブレザー、ワイシャツ・ブラウス、ネクタイを着用する。

~~イ) 正装時は、本校指定のワイシャツ・ブラウスを着用する。~~

イ) 体温調節のためにセーター、ベストを着用する場合は、本校指定のセーター、ベストを着用する。

~~ウ) 正装時はセーター、ベストは着用しない~~

### 説明

1制服、(1)正装は、言葉を整理しました。内容に大きな変更点はありません。

これから行われる終業式、卒業式はブレザー、ワイシャツ・ブラウス、ネクタイを着用してください。

### (2) 身だしなみ

~~ア) スカート丈は膝頭にかかる長さとする。~~

ア) スカート丈は起立した状態で膝頭にかかる長さとする。

イ) スカートをウエスト部で折り短く履くことは禁止する。

ウ) スラックスを腰骨から下げて履く(腰パン)など着崩すことは禁止する。

~~エ) ワイシャツ、ブラウスの第1ボタンは留める~~

エ) ワイシャツ、ブラウスの第1ボタンは留めなくても良いこととする。

オ) ワイシャツ、ブラウスの裾はスラックス・スカートの中にきちんと入れる。

カ) ワイシャツ、ブラウス内にインナーを着用する。ただし柄物、華美な色は着用しない。

キ) 指定ワイシャツ・ブラウス以外は白無地、レギュラーカラーとする。

ク) セーターは本校指定のものを着用する。

~~ケ) ジャケットの下に私服を着ない。~~

ケ) ブレザーの下に私服を着ない。

### 追加

コ) 寒い場合は、本校指定のセーターとブレザーを着用した上でコート等の上着を着用することを認

める。

説明

(2) 身だしなみは、

- ア) は起立した状態を追加し、状態をわかりやすくしました。
- エ) は夏季略装に合わせました。留めなくて良いのは第1ボタンだけです。
- ケ) はブレザーに統一しました。
- コ) は制服等を着用しても寒い場合の防寒対策を追加しました。

(3) 靴下

ア) 色は白、黒、紺、グレーの無地とする。

イ) デザインはワンポイントまでとする。ラインや柄の入ったもの、装飾類の付いたものは着用しない。

ア) 色は白、黒、紺、グレーとする。デザインはワンポイントまでとする。ラインや柄の入ったもの、装飾類の付いたものは着用しない。

一ウ) 長さはハイソックス以下とする。

イ) 長さは履いたときハイソックス以下とする。

エ) ストッキングは黒または肌色とする。

ウ) ストッキングまたはニーハイは黒または肌色とする。

説明

(3) 靴下は、

ア) とイ) を整理し、ア) で1つにしました。

イ) は履いたときを追加し、状態をわかりやすくしました。

ウ) はニーハイを追加し、締め付けられにくく快適にすごせる、伝線しにくいものを選ぶことができるよう

(4) ベルト

ア) 色は黒、茶の無地とする。ツートン、メッシュ等柄の入ったものは着用しない。

イ) 金属等に装飾の入っていないものとする。

ウ) スカートにベルト着用は原則禁止する。

(5) 履き物

ア) 上靴は本校指定のものとする。

追加

イ) 体育用外履きは運動に適したものとする。

イからウに変更

ウ) 通学用靴はサンダル、下駄、ハイヒール等通学に不適切なものは禁止とする。

説明

(5) 履き物は、

イ) は体育用の学校指定外履きが廃止されたことにともない追加しました。

ウ) はイ) が追加されたため変更しています。

(6) 夏季略装

ア) 開始、終了日は気温、天候等に合わせて各自が判断する。

- イ)ワイシャツまたは白、黒、紺、グレーの無地のポロシャツを着用する。デザインはワンポイントまでとする。ラインや柄の入ったもの、装飾類の付いたものは着用しない。
- ウ)ノーネクタイを認める。その際はワイシャツ・ブラウスの第1ボタンのみ留めなくても良い。
- エ)寒暖調節のため、基本的に略装の上に着る場合は本校指定ジャケットとする。
- エ)夏季略装で寒い場合は、本校指定のセーターとブレザーを着用した上でコート等の上着を着用することを認める。

#### 追加

オ)熱中症対策のため、6月1日から8月31日の期間は通常の学校生活、夏期講習を含め、学校指定ジャージを着用することを認める。

(6)夏季略装は、  
エ)は(1)正装と統一しました。夏季略装はア)に記載がある通り、気温、天候等に合わせて各自が判断することにしています。涼しい日もありますので、ワイシャツ・ブラウス、ブレザー等はいつでも着用できるように準備してください。  
オ)は熱中症対策として、指定された期間は登下校を含めて学校指定ジャージを着用できるようにしました。  
現在はポロシャツの着用が認められていますが、スラックスの通気性がよくないことや、汗をかいても気軽に洗濯することができることから、学校指定ジャージの着用を認めたと考えました。  
学校指定ジャージに限定した理由は、制服が本校生徒であることを認識してもらうものもあるので、学校指定ジャージを制服の代わりにすることが望ましいと考えたからです。  
指定された期間の学校指定ジャージでの登下校が認められた場合は、授業や行事によっては制服を着用することが相応しい場面がありますので、各自で授業や行事の内容を理解することや意識すること、先生に確認することが求められます。

## 2 頭髪

- (1)~~派手な髪型にしない~~。清潔、清楚を心がけること。  
(1)派手な髪型にしない。(染髪、変色を含む)清潔、清楚を心がけること。  
(2)ワックス等の整髪料は髪を整えるために使用すること。  
(3)~~コテや編み込みでウェーブをつけることは不可とする。~~  
(4)~~ドライヤー、ヘアアイロン、コテ等の器具で変色した場合は改善の対象となる。~~

#### 説明

##### 2頭髪の

- (1)は、(4)を削除したため、(染髪、変色を含む)を追加しました。  
(3)は削除しました。これまでには、ウェーブが不自然な髪型、派手として捉えられ、自然な状態を保つことを求められていましたが、(1)の派手な髪型にウェーブは入らないと判断し、髪の毛の長さや癖毛などによらず、ウェーブを認めることにしました。

## 3 装飾品等

- (1)装飾品は禁止する。  
(1)肩こりネックレス、スマートウォッチ以外の装飾品(ネックレス、ピアス等)は禁止する。  
(2)髪留めは落ち着いた色、形のものを使用する。

~~(3) マニキュアは使用しないこと。化粧に関しては基本的に禁止だが肌の悩み(ニキビ、クマ、シミ、あざなど)を解消するために化粧品を使用することは認める。~~

(3) ナチュラルメイクを認める。

(4) マニキュアを使用する場合は爪を保護することを目的とする。

(4)から(5)に変更

(5) カラーコンタクトは禁止する。

#### 説明

##### 3装飾品等の

(1)は、装飾品等を具体的に記載しました。

(3)は、ナチュラルメイクを認めます。企業オンラインイベントに参加し、外部調査を行いました。企業側から高校生のメイクに関して肯定的な意見が多く寄せられました。また、3年生の総合的な探究の時間の活動報告を引き継ぎ、認めることにしました。ナチュラルメイクを認めるというシンプルな表現にした理由は、ナチュラルメイクをしやすい雰囲気をつくるために、あえて定義を示さないことにしました。ナチュラルとは言えない状況が見受けられたときは、生徒間で対話の場を設けるなどし、認識の差を埋めたいと考えています。

(5)は番号を変更しています。

#### 4 その他

(1) 眉毛は自然の状態を維持する。

(1) 眉毛を整える。

(2) 爪は常に清潔感を保ち、適切な長さを保つ。

(3) 髭は伸ばしたままにしない。

(4) 制服の不要な加工はしない。

(5) 登下校時の防寒着は華美、奇抜なものは着用しない。

#### 追加

(6) 放課後運動する場合は、学校指定ジャージで下校することを認める

(6)から(7)に変更

(7) 学校の指導に従うこと。

#### 説明

##### 4その他の

(1)は、「整える」に表現を変えました。

(6)は、部活動等で放課後運動する場合は、学校指定ジャージに限り下校することを認めることとします。学校指定ジャージは(6)夏季略装のオ)と同じ考え方です。

(7)は番号を変更しています。

附則) 令和4年 3月24日 一部改定

令和6年 6月27日 一部改定

令和7年12月 日 一部改定